

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領

〔平成30年3月14日〕
保健看護研究科教授会議

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、京都府立医科大学学位規程（平成20年京都府立医科大学規程第80号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における博士論文の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 博士の学位申請

(資格要件)

第2条 規程第3条第2項の規定による学位の授与を申請することができる者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受けた者とする。

また、所定の単位は、博士論文を提出する日の属する学年末までに修得することとする。

第3章 博士論文

(論文の要件等)

第3条 博士論文は、単著を原則とする。ただし、共著の場合は、次の各号の要件を具備しなければならない。

(1) 規程第4条の規定により博士の学位の授与を申請した者（以下「学位申請者」という。）が、原則として当該論文の筆頭著者であること。

(2) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾し、承諾書（第1号様式）を学位論文に添えて提出すること。

ア 学位申請者が当該論文を博士論文として本学に提出すること。

イ 他の共著者が当該論文を博士論文として使用しないこと。

2 博士論文の提出は、学生が博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受け、かつ、査読付き学術論文を1本以上掲載もしくは掲載予定であることを条件とする。

第4章 審査の手続等

(予備審査会の設置)

第4条 保健看護学研究科教授会は、学位の授与申請があった場合、履歴書、論文目録、主論文及び論文内容の要旨（以下「審査資料」という。）等に基づく保健看護学系研究委員会における協議を踏まえ、予備審査会を組織するものとし、研究指導教員3名以上を予備審査委員として選定する。

(予備審査会の業務)

第5条 予備審査会は、審査委員会に先立ち、第2条及び第3条の資格を有するかどうかについて調査を行うとともに、博士論文に関する予備審査を書面及び口頭試問によって実施する。

(予備審査結果の報告)

第6条 予備審査会は、前条の結果を、保健看護学系研究委員会を経て、保健看護学研究科教授会に報告するものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 保健看護学研究科教授会は、学位規程第8条の規定により、学長の付託を受け、かつ、審査資料等に基づく保健看護学系研究委員会における協議を踏まえ、審査委員会を組織するものとし、当該学位申請者につき主査1名、副査2名を審査委員として選定する。

なお、主査は、学位申請者の指導を担当する特別研究単位認定教員以外の特別研究単位認定教員の中から選出するものとするが、指導担当の特別研究単位認定教員が副査となることを妨げない。

また、副査についても、特別研究単位認定教員の中から選出するものとするが、1名については、当該論文の専門性等に鑑み、必要に応じて学外者を招聘することができるものとする。

(最終発表会)

第8条 学位申請者は、最終発表会に出席し、博士論文の内容について口演しなければならない。

2 学位申請者の特別研究単位認定教員及び審査委員は、最終発表会に出席しなければならない。

(審査委員会の業務)

第9条 審査委員会は、「保健看護学研究科学位論文(博士後期)審査基準」に基づき、論文の審査及び最終試験を行う。なお、最終試験は口頭試問によって実施する。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、前条の結果を、保健看護学系研究委員会を経て、保健看護学研究科教授会に対し文書で報告するものとする。

2 前項により報告する文書は、審査及び最終試験結果の要旨(第2号、3号様式)とする。

(学位授与の議決)

第11条 保健看護学研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議の上、意見の集約を行い、その結果を学長に報告するものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、保健看護学研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。